

⇨ 役員退職金の損金算入時期

Q : 当社では、取締役である母が退職することとなり、株主総会で応分の役員退職金を支給することを決議しましたが、資金繰りが苦しいため、退職金は今年度一括して未払計上し、支給については3年間毎月均等払いすることにしました。このような場合、退職金を今年度の損金とすることができますか？

A : 役員退職金は、株主総会の決議等によってその金額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金となりますので、貴社の今年度の損金に計上することができます。

【解説】

役員退職給与の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とされており、通常はその確定した日の属する事業年度の損金として処理しますが、支給額があらかじめ決まっているため株主総会の決議前に支給した場合や、資金繰りの関係で株主総会の決議後すぐに支払われない場合等には、実際に支給した日の属する事業年度の損金として処理することも認められています。

ご質問のように3年間で分割して支給する場合においても、基本的には上記と同じ取扱いとなりますから、原則どおり、株主総会の決議により支給額が具体的に確定した今年度の損金に計上することができます。

ただし、5年を超えるなど長期間に渡り支給する場合は、年金として支給しているとみなされ、支給時の損金の額に算入することとなりますので、ご注意ください。

